

平成28年度 第1回野田市環境審議会 会 議 次 第

《日 時》平成28年8月24日(水) 10:00～

《場 所》野田市役所 5階 511・512 会議室

- 1 委員長挨拶
- 2 市長挨拶
- 3 会議録等のホームページへの掲載について
- 4 議 事

(1) 野田市環境基本計画の見直しについて
- 5 そ の 他

平成 28 年度第 1 回環境審議会

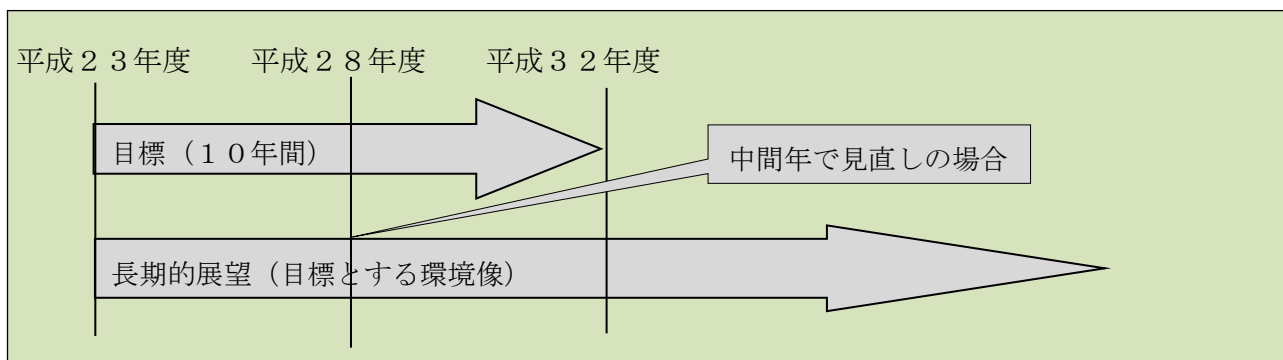
環境基本計画見直しについて

平成 28 年 8 月 24 日

野 田 市

1. 環境基本計画見直しの考え方

本計画は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。



今年度は、中間年（平成28年度）に当たりますので、環境基本計画の見直しを実施いたします。見直しの基本的な考え方は、以下のとおりとします。

ア) 第1章 計画策定の基本的事項

計画策定の背景として、(1) 環境問題の動向、(2) 国の取組、(3) 千葉県の取組、(4) 野田市の取組について、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ時点修正を行います。

イ) 第2章 環境の現状

野田市では、これまで新市建設計画に位置付けられた施策に基づき、環境保全型農業や緑地の保全、再生等を推進してきました。その間に社会経済情勢の変化とともに、市民ニーズの多様化・高度化や地球温暖化対策等、野田市の貴重な自然環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。自然環境は、地史、気候、植生、動植物相など様々な側面において地域ごとに異なります。従って、地域ごとの生物多様性のあり方や課題を整理する必要があります。環境省は、平成20年に「生物多様性基本法」を制定し、各自治体に対して生物多様性に取り組むべき内容を地域戦略として取りまとめることを明記しております。

そのため、野田市では平成23年8月から現地調査を開始し、学識者、市民団体、事業者、教育関係や行政など多方面の委員からなる検討委員会を設けて専門的な意見を聴きながら、平成27年3月に「生物多様性のだ戦略」を策定しました。今後は、生物多様性のだ戦略のもと、将来にわたって野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物を保全していくために、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めてまいります。

みどりの保全、再生に係るこれまでの取組

《みどりの保全と質の高い農業から生物の多様化へ》

みどりのふるさとづくり実行委員会の活動と 12 万本植樹事業

江川地区のビオトープ化 ～ 開発から保全へ

株式会社野田自然共生ファームの設立

樹林地保全～野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例

堆肥センター～環境保全型農業の推進

玄米黒酢による米づくり

冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）

エコロジカル・ネットワークの形成

コウノトリをシンボルとした生物多様性の取組

野田市を取り巻く現状と課題

ほ場整備による乾田化や農薬の使用

夏期は水田が湿地環境を創出していますが、冬期は乾田化の進行により、水辺の生き物が激減しています。また、農薬や化学肥料の使用等により、動植物の生息・生育環境が失われ、数が激減しています。その他、休耕地や耕作放棄地の増大、病害虫の増殖、外来植物の異常繁茂、不法投棄や生物体系の減少など様々な影響が出ています。

樹林地の減少

住宅開発等による樹木の伐採や、維持管理等の点から屋敷林等のみどりが喪失され、一方で、市街地における緑化については、公園や街路樹の維持管理が大きな課題となっています。また、みどりの減少は、水環境にも大きな影響を与えており、地下水の減少を引き起こす可能性も指摘されている。さらに、土壌汚染等を原因とする地下水汚染により、湧水をはじめ、生物の生息・生育に必要な水辺の減少にもつながっています。

連続性の喪失

田んぼが縮小し、宅地化が進むことにより水路が改修され、落差等により水路水域としての連続性が分断され、動物の移動が妨げられることとなりました。これにより、自然のつながりが失われ、生息環境の細分化や劣化が生じています。

湿地の減少

河川整備やレクリエーション施設としての土地利用の拡大等により、河川敷きの湿地が減少しています。さらに、市内の河川敷には、外来種の植物が侵入し、在来種が繁茂するとともに、利根運河は、利根川から流入水量が減少したことにより、水質の悪化が懸念されています。

これらの現状及び課題を踏まえ、野田市では、生物多様性を実現するために、以下の5つの取組を重点的・集中的に推進することが「生物多様性のだ戦略」に明記されておりますので、環境基本計画における行動計画の中で位置づけてまいります。

- (1) 環境に優しい農業の推進
- (2) 樹林地等のみどりの保全・再生
- (3) 水系エコロジカル・ネットワークの保全・再生
- (4) 自然と共生する地域づくり
- (5) 生物多様性のシンボルとしてのコウノトリの飼育・繁殖・野生復帰

ウ) 第3章 環境に関する意識調査（アンケート調査）

環境基本計画の中間年における見直しは、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から行うものであるため、当初計画を基本とします。従って、新たなアンケート調査は実施せず、新総合計画策定時の（平成27年度策定）市民及び委員の意見を参考に見直しを行います。

エ) 第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

環境の現状のまとめについては、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、生物多様性の課題との整合性を図りながら時点修正すると共に見直しを行います。

例として

問題点・課題
◇本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。
◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。
◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。
◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。
◇ <u>良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を整備することが必要です。</u>
◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。
◇ <u>市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。</u>
◇ <u>多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。</u>



環境施策の展開方向
◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出
◇川や水路などの水辺空間の保全
◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進
◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成
◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備
◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現
◇ <u>生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全</u>

オ) 第5章 望ましい環境像

望ましい環境像については、本市の環境基本条例に掲げた基本理念、「環境の恵みを将来に継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生」、「地球環境保全への貢献」を踏まえ、望ましい環境像を当初計画で設定していますので、望ましい環境像を実現するための様々な取組みに対する基本方向について、時点修正及び上位計画及び関係計画との整合性を図ります。

基本方向は、①「自然との共生の確保」、②「快適な都市環境の確保」、③「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」、④「地球環境保全への貢献」、⑤「環境への負荷の少ない社会の実現」、⑥「みんなが参加する取組」となります。

カ) 第6章 環境施策と行動計画

環境施策と行動計画については、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するための20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取組を記載しております。見直し作業では、方向性の概要を時点修正し、将来目標値（平成32年度）である環境指標等について、必要に応じて修正します。また、市の具体的な取組についても時点修正を行います。

例えば、

◇環境指標等◇

環境指標の項目		現在値等	将来目標値
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	9回/年	12回/年
1-2 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	増加
1-3 生物の多様性の確保	◎冬期湛水事業による再生湿地数	1か所	7か所

現在値等（平成21年度）については、国、県、市の平成27年度に実施した環境調査結果及び市の取組結果を踏まえ時点修正

目標が、「増加」、「減少」と言った数値目標の設定ができないかを再度検討。
既に目標が達成している場合は、新たな目標値を設定。

キ) 第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする望ましい環境像を実現するために、本市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、四つの「重点施策」が設定されています。見直し作業は、環境の現状や市民意見等を踏まえ、「重点施策」について再検討し、「概要」や「具体的な取組例」についても時点修正を行い上位計画との整合性を図ります。

ク) 第8章 計画の推進方策

第8章では「望ましい環境像」の実現を目指し、そのための施策の実施を計画的に推進していくための計画推進の体制づくりや仕組みなどについて記載されておりますので、特に見直しは行いません。

2. 見直しに係る動向及び関係計画との関連性

《環境問題の動向》

第1章では、計画策定の基本的事項として、計画策定の背景が記載されていません。最近の環境問題の動向としては、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっている。

また、深刻化する地球温暖化問題については、防止のための国際的取組の枠組みを決定する場として、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」が1997年（平成9年）12月に京都市で開催され、2015年末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年までに26%削減する（2013年比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策が強化され、より真剣に取り組んでいくことが求められます。

《資料》

【協定の目的等】（第2条及び第3条）

主に以下の内容を規定。

- ・この協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。
- ・この協定は、衡平及び各国の異なる事情に照らしたそれぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施する。
- ・締約国は、気候変動への世界的な対応への「自国が決定する貢献」（以下「貢献」という。）に関し、この協定の目的達成のため、関連条文に定める野心的な取組を実施し、提出する。締約国の取組は、この協定を実効的に実施するために開発途上締約国を支援する必要性を認識しつつ、長期的に前進を示す

《国の取組》

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌平成6年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」が確保さ

れることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に目指すことや東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されています。

《県の取組》

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。

平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」が策定されました。

千葉県環境基本計画策定から7年が経過し、この間、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況は変化し新たな課題が生じていることから、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれた。

《市の取組》

環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境保全条例」を同時期に制定しています。

「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。また、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、現計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するため、目標年度を平成32年度とする新たな計画を策定しています。

《資料》

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然

環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

第3章の環境に関する市民の意識調査として、新総合計画策定時の「自然環境と調和するうるおいのある都市」に関する市民及び委員の意見を抜粋し照会します。

意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進

〈意見〉

- 廃棄物の不法投棄の回収に莫大な金額がかかっています。座生川の橋の下、七光台の大宮方面に向かって右側の林の中に多量の廃棄物があります。そういうひどいところの清掃を早急にやっていただきたいと感じます。
- 不法投棄対策の強化における野田市環境美化条例の見直し（現状は空き缶や空き瓶、ペットボトルなどが対象で不法投棄は入っていない）をしっかりと行ってほしい。不法投棄の年間処理量が減っていないので、監視カメラをもっと設置するなど不法投棄対策活動を見直すべきである。
- 不法投棄は、犯罪であるが、「法の縛り」だけでは減少不可と言えます。多数の市民と行政の協力が必要であると言えます。その攻め方として、現在実施している「ごみゼロ運動」を「江戸川クリーン大作戦」にプラス「全市民参加」に広げるべきです。

〈市の考え方〉

- 「ごみゼロ運動」及び「江戸川クリーン大作戦」につきましては、例年全市民に対し広報等で参加を呼びかけて実施しており、また、地域における環境美化活動については、地域ごとの実情に合わせて実施しております。
- 環境美化条例の見直しについては、平成27年4月1日に条例を改正し、環境美化の推進に取り組んでおります。平成28年4月1日には、梅郷駅周辺を重点区域に指定し、職員のパトロールを実施するなど、啓発活動にも努めております。

環境美化の推進

〈意見〉

- 街が汚くなるという事の明確な原因の一つにタバコのポイ捨てがあり、それを禁止する事は防火上からも重要な事であるので、何等かの形で計画や対策（条例化）に盛り込んで頂きたい。
- ペットの散歩中のマナーについて、依然として犬の糞の放置が多い。
- 犬・猫等の糞及び煙草の吸殻の散乱。特にスポーツレクリエーション施設では無くして欲しい。市内全体的にルールづくりが必要と思う。
- 犬を散歩させている人は、必ず自分で犬の糞の後始末をして欲しいです。

《市の考え方》

- 各地区の廃棄物減量等推進員が中心になって地区座談会を開催して、不法投棄の防止を含めた各地区の課題に対してご議論いただいております、今後も推進していただきたいと思いますと考えております。
- 現行の野田市環境美化条例について、平成27年4月1日に「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、さらに、平成28年4月1日から梅郷駅周辺を重点区域に指定し、市民の環境美化への意識の高揚に努めています。
- スポーツレクリエーション施設における、犬、猫等の糞については、啓発看板の設置により対応しており、今後も啓発を行っていきます。また、喫煙については受動喫煙を考慮し、喫煙所を設置していますが、吸殻の散乱については、防止のための啓発を充実させるとともに、巡回清掃の強化により対応してまいります。

ごみ焼却等による煙害の防止

《意見》

- 家庭ごみの焼却対策として、廃棄物の「屋外焼却」は絶対に行わないことを徹底する。
- 環境の公害問題ですが、農家等の宅地の広い家では、燃えるごみは燃やし放題。プラスチック等も。その周辺に住んでいるが、我慢状態。夏等は窓を開けているが、駄目ですね。煙たくて。
- 住宅地内のごみ燃やしは、絶対止めて欲しい。涼しい風の日でも窓を開ける事も出来ない。生ごみも一緒に燃やすので、かなり強烈な臭いもあり、洗濯物にも臭いが付いて困っております。孫達も小さく、健康にも良くない。

《市の考え方》

- 全世帯にお配りしている「ごみの出し方・資源の出し方」にも掲載し、周知を図ると共に、ごみの焼却等の野焼きの苦情があった場合には現場で指導を行っています。

環境汚染等への適切な対応

《意見》

- 震災関連で、市内全域の放射線量を、全ての市民が誰でもいつでも確認出来るような仕組みを作って頂きたい事と、一般地域の除染をもっと進めて欲しい。
- 利根川の河川敷と川の底の土の放射能数値を測って欲しい。利根川の水は怖くて飲めない。
- 放射能の検査をして欲しい。土地だけじゃなく、人間も。怖くて子供をつくるか切実に迷っている。
- 放射能対策について、市の対応に非常に満足しています。ゆめあぐりで、ベ

クレルを表示した野菜を売って欲しい。他県からも買いに来ると思う。

《市の考え方》

- 放射線量をリアルタイムに把握する方法として、モニタリングポストの設置が考えられますが、モニタリングポストは、千葉県内に8箇所設置しており、野田市に一番近い測定点は柏市の大室となっております。平常時における日常的な放射線量のモニタリングは、千葉県が柏市に設置しているモニタリングポストを利用することで、野田市における放射線量の状況は把握できるものと考えております。緊急時においては、千葉県の地域防災計画においてモニタリング活動を位置付けておりますので、野田市においても野田市地域防災計画の中で、緊急時には職員によるモニタリング活動を実施し、防災行政無線やまめメール、ツイッター等を用いて市民へ周知することを考えております。また、除染については、公共施設を始め、私有地等についても実施し、概ね完了しているところです。

自然環境の保全

《意見》

- 自然環境保全に関する委員会の創設等により、自然環境の保全を推進する。
- 自然環境の保全は必要だ。森を作って自然道を歩く観光地をつくってほしい。野田の道、蛍の里、鯉や金魚が泳いでいる堀をつくる。
- 緑や花の多いまちづくりを進めてほしい。
- 野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。

《市の考え方》

- 野田市における自然環境保全については、生物多様性の戦略を策定し、対応しているところです。
- みどりのふるさとづくり事業として、民有地の緑化推進をすすめております。また、とくに樹林地については、保全していくための条例も制定しており、保全につとめているところであります。事業所につきましても、新規や変更等の際には、緑化協定等によりの緑化率の向上について協力をお願いしております。なお、放置荒廃竹林の活用については、個人の財産でもあり、竹林の再利用については根処理費用が相当見込まれるため実施を考えておりません。
- 利根運河については、現在国、県及び柏、流山市とともに、利根運河協議会を設置し、利根運河エコパーク実施計画に基づき、今後の保全等について協議しながら取り組んでいるところであります。

水質の浄化

〈意見〉

- 水の浄化、あるいは水の浄化に関する教育環境の推進が重要だと思います。運河の流域を見ると、浄化槽の維持管理の不徹底により、非常に汚れた水が出てきます。野田市として重要な取組の一つではないかと思います。千葉県では、水質保全課にて浄化槽の講習会を年間5回、一番多いときは22回実施した実績もあります。野田市でもぜひ、浄化槽が4万基ぐらいあるため、教育に力を入れてもらえればと考えます。
- 市民がゆたかで安心できる水環境の整備の水質浄化のところであるが、酪農家の排水や一般家庭の雑排水が閑宿落し堀に流れこんでいる。そのため、田植え時期にパイプラインの水が汚れて困っている。排水の分別はできないのか。

〈市の考え方〉

- 10月1日の浄化槽の日に合わせて市報を通じて設置者に管理の啓発を行っています。浄化槽法第7条に定める水質検査や11条定期検査の受験率を高める為にも、啓発については、県とタイアップして行っています。平成19年に県とNPO法人との協働事業において「さわやかワークのだ」で講習会を行った経緯がありますが、既に実施された事業ですので、今後は市でも実施することについて、検討してまいります。
- 公共下水道の整備を進めており、平成25年4月時点の普及率約63%、水洗化率約89%となり、今後も継続して公共下水道管渠整備を推進することにより、公共用水域の保全に努めてまいります。

自然エネルギーの活用による地域活性化

〈意見〉

- CO2削減に関する取組みを計画に入れていただきたい。いろいろところで取組みは進められているが、まだ多くの市民を巻き込んだ形にまでは発展していない印象である。再生可能エネルギーの活用、自転車の利用促進、子どもたちの環境教育の充実（出前講座等）等、CO2削減につながる取組みを進めていただきたい。また、それらに市民をもっと巻き込んでいくように提案をしてほしい。
- 東日本大震災以降、放射能汚染への不安が高まっている。やはりエネルギーは自給エネルギーに転換していくべきである。野田市の地域特性を見ながら、野田市に適切な再生エネルギーや自然エネルギーの活用を進めていただきたい。

〈市の考え方〉

- 地球温暖化防止に係る取組みにつきましては、野田市環境基本計画に温暖

化防止に係る取り組みやエネルギーの効率的利用など基本的方向性を定めているところであり、また、環境教育・環境学習の推進に関しましては、この中でも重点施策として取り組んでいるところです。市民参加につきましては、産業祭での啓発や環境カレンダーの配布などを通して実施しております

- 千葉県の「住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金」を活用し、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対して、その経費の一部を補助することにより、省エネルギー設備の設置の普及を図り、環境に配慮したエネルギー源の利用の促進及び家庭におけるエネルギーの利用の効率化を図ってまいります。

第4章の環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出について

1) 自然環境の環境施策の展開方向

ア) 総合計画における施策の展開方向として、基本方針1の「自然環境の保全・再生・利活用の推進」では、コウノトリをシンボルとした自然、生物多様性の保全、再生に取り組み、今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進することが示されています。環境保全の推進に関する内容としては、

- ① 野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全し、減少する貴重なみどりに対して、みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。
- ② 里山の田んぼの食物連鎖によるコウノトリの野生復帰をシンボルとした生物多様性の取組を推進します。
- ③ 自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めます。

イ) 生物多様性の戦略の行動計画として、自然再生の取組を中心に以下の取組を重点的に進めます。

- ① 環境に優しい農業の推進
 - ② 樹林地等のみどりの保全・再生
 - ③ 水系エコロジカル・ネットワークの保全・再生
 - ④ 自然と共生する地域づくり
 - ⑤ 生物多様性のシンボルとしてのコウノトリの飼育・繁殖・野生復帰
- これらの方針を踏まえ、環境施策の展開方向を修正してまいります。

問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇本市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。</p> <p>◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。</p> <p>◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。</p> <p>◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。</p> <p>◇<u>良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を整備することが必要です。</u></p> <p>◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。</p> <p>◇<u>市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全していくことが必要です。</u></p> <p>◇<u>多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。</u></p>	<p>◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出</p> <p>◇川や水路などの水辺空間の保全</p> <p>◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進</p> <p>◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成</p> <p>◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備</p> <p>◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現</p> <p>◇<u>生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全</u></p>

2) 生活環境の環境施策の展開方向

総合計画における基本方針3の生活環境の整備として、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害問題に対して抑制する取り組みを継続することや安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするために上下水道の整備を進めることが示されています。

水質の浄化・浄化槽の適正管理として

- ① 公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行います。
- ② 市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施していきます。

これらの方針を踏まえ、環境施策の展開方向を修正していきます。

問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。</p>	<p>◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開</p>

<ul style="list-style-type: none"> ◇今後とも、<u>継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。</u> ◇<u>大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。</u> ◇<u>自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。</u> ◇<u>水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。</u> ◇<u>生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。</u> ◇<u>川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。</u> ◇<u>生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。</u> ◇今後とも、<u>環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。</u> ◇今後とも、<u>地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。</u> ◇<u>公害苦情件数を減少させることが必要です。</u> ◇<u>公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>大気汚染監視体制の充実強化</u> ◇<u>工場、事業所などへの監視体制の充実・強化</u> ◇<u>自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進</u> ◇<u>水環境の継続的な監視体制の強化</u> ◇<u>生活排水に対する市民意識啓発</u> ◇<u>川や水路等の水量や水質改善の強化</u> ◇<u>公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進</u> ◇<u>環境騒音の継続的な監視</u> ◇<u>地質環境の保全の促進</u> ◇<u>有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減</u> ◇<u>公害苦情件数の減少</u> ◇<u>公害苦情の速やかな対応及び対策</u>
--	---

3) 地域環境の環境施策の展開方向

総合計画の基本方針1の自然環境の保全・再生・利活用の推進の中で、環境保全の推進として、市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンクを推進し、市民と行政が連携して緑化活動等の促進・普及を始めとする自然環境保全のための取組を積極的に進めることが示されています。

※1グリーントラストバンク…みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い、みどりを保全すること。

また、施策の大綱として、安全で利便性の高い快適な都市づくりを目標に、みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めることが示されております。また、公園や緑地等のみどりを保全するとともに魅力向上に取り組み、豊かな都市空間の形成を図ることも示されています。

これらの方針を踏まえ、環境施策の展開方向を修正していきます。

問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。</p> <p>◇水と緑のネットワークづくりが求められます。</p> <p>◇自然に親しみながら多様なスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。</p> <p>◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。</p> <p>◇歴史的文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。</p> <p>◇地域資源として地域住民への文化遺産の情報提供とその活用が求められます。</p>	<p>◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全</p> <p>◇水と緑を結び付けるネットワークづくり</p> <p>◇河川敷を利用したスポーツ、レクリエーション活動の場の整備及び設備の充実</p> <p>◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進</p> <p>◇歴史的文化遺産の保護と継承</p> <p>◇地域住民への文化遺産の情報提供と活用</p>

4) 地球環境の環境施策の展開方向

地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組む必要があり、二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進として、住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて補助金を交付しています。環境施策の展開方向としては、既に示されていますので特に修正するものはないと考えております。

問題点・課題	環境施策の展開方向
<p>◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。</p> <p>◇地域における美化活動を徹底することが必要です。</p> <p>◇環境マナーやごみ出しルールを普及啓発することが必要です。</p> <p>◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。</p> <p>◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。</p> <p>◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。</p> <p>◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。</p> <p>◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。</p> <p>◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。</p>	<p>◇ごみの減量化・資源化の推進</p> <p>◇地域の美化活動の周知徹底</p> <p>◇環境マナー等の普及啓発</p> <p>◇エネルギーの効率的な利用</p> <p>◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発</p> <p>◇新エネルギーの積極的な活用</p> <p>◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発</p> <p>◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減</p> <p>◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進</p>

第5章 望ましい環境像

望ましい環境像は、以下の6つがあり、それぞれの取組について時点修正を行います。

(1) 自然との共生の確保

- ① 里山の保全と活用
- ② 自然との触れ合いの確保
- ③ 生物の多様性の確保

総合計画の基本方針1
自然環境の保全・再生・利活用の推進における施策の内容と整合性を図る。
生物多様性の戦略における行動計画との整合性を図る。

(2) 快適な都市環境の確保

- ④ 豊かな緑の確保
- ⑤ 触れ合える水辺づくり
- ⑥ 良好な景観の形成
- ⑦ 歴史的文化的遺産の保護・継承

野田市都市計画マスタープラン
水とみどりを大切にしまちづくりの基本方針と整合性を図る。

(3) 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

- ⑧ 廃棄物の減量化の推進
- ⑨ 資源化の推進
- ⑩ 不法投棄の防止
- ⑪ 環境マナーの普及啓発

総合計画の基本方針2
循環型社会の推進における施策の内容と整合性を図る。

(4) 地球環境保全への貢献

- ⑫ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
- ⑬ エネルギーの効率的利用の促進

(5) 環境への負荷の少ない社会の実現

- ⑭ 大気環境の保全
- ⑮ 水質環境の保全
- ⑯ 騒音・振動・悪臭防止
- ⑰ 地質環境の保全

現在進めている大気や水質環境の保全に関する取組について記載する。

(6) みんなが参加する取組

- ⑱ 環境教育・環境学習の推進
- ⑲ 環境情報の共有とネットワークづくり
- ⑳ 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

第6章 環境施策と行動計画

環境基本計画は、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体それぞれが、お互いに連携・協力しあい、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものとなります。

ここでは、「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、具体的な取組を照会しております。

見直しについては、「総合計画」や「生物多様性の戦略」等の行動計画との整合性を図りながら見直しを行っていきます。

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1 自然との共生の確保 【自然環境】	1-1 里山の保全と活用
		1-2 自然との触れ合いの確保
		1-3 生物の多様性の確保
	2 快適な都市環境の確保 【地域環境】	2-1 豊かな緑の確保
		2-2 触れ合える水辺づくり
		2-3 良好な景観の形成
		2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承
	3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現 【地球環境】	3-1 廃棄物の減量化の推進
		3-2 資源化の推進
		3-3 不法投棄の防止
		3-4 環境マナーの普及啓発
	4 地球環境保全への貢献 【地球環境】	4-1 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		4-2 エネルギーの効率的利用の促進
	5 環境への負荷の少ない社会の実現 【生活環境】	5-1 大気環境の保全
		5-2 水質環境の保全
		5-3 騒音・振動・悪臭防止
		5-4 地質環境の保全
	6 みんなが参加する取組 【環境保全】	6-1 環境教育・環境学習の推進
		6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
		6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

また、環境指標等については、関係各課と協議し将来目標の見直しの検討を行います。例えば、現在の目標が、「増加」、「減少」と言った数値目標でない環境指標等については、その数値について再度検討する。

さらに、既に目標が達成している場合は、新たな目標値を設定することを検討する。市の「具体的な取組」については、取り組みが既に終わってしまっているものについては、新たな取り組みについて見直しをする。

基本方向 1：自然との共生の確保

◇環境指標等◇

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値
1-1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	9回/年	10回/年	12回/年
1-2 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	3件	3件	増加
1-3 生物の多様性の確保	◎冬期湛水事業による再生湿地数	1か所	8か所	7か所

基本方向 2：快適な都市環境の確保

◇環境指標等◇

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値
2-2 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	1か所	1か所	増加
2-3 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	0か所	景観基本計画を策定し、地区を設定
2-4 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の件数	32件	35件	増加

基本方向 3：資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
3-1 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人1日当たりのごみ排出量	639.24g/人・日	628.94g/人・日	減少
3-2 資源化の推進	◎ごみの資源化率	30.51%	27.21%	増加
3-3 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数	45件	28件	減少
3-4 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数	24,689人	25,737人	増加

基本方向 4 : 地球環境保全への貢献

◇環境指標等◇

環境指標の項目		21 年度	26 年度	将来目標値等
4-1	◎エコアクション 2.1 登録事業者数	4 社	7 社	増加
地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減 (※) t-CO2	23,208.1	23,066.1	21,815.6
	電気の使用に伴う排出		(9,269.2)	(8,325.0)
	燃料の使用に伴う排出		(3,347.7)	(4,080.0)
	自動車の使用に伴う排出		(16.7)	(22.6)
	廃棄物の焼却に伴う排出		(10,387.5)	(9,335.0)
	し尿の処理に伴う排出		(49.0)	(53.0)
4-2 エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費・低公害車保有台数	15 台	66 台	増加

野田市地球温暖化対策実行計画の基準年と整合性を図るため、21 年度欄の市の事業に伴う二酸化炭素排出量は、23 年度の実績値とする。

基本方向 5 : 環境への負荷の少ない社会の実現

◇環境指標等◇

環境指標の項目		21 年度	26 年度	将来目標値等	
5-1 大気環境の保全	硫黄酸化物 (野田)	0.004ppm	0.003ppm	環境基準達成	
	窒素酸化物 (野田)	0.034ppm	0.030ppm	環境基準達成	
	窒素酸化物 (桐ヶ作)	0.031ppm	0.026ppm	環境基準達成	
	浮遊粒子状物質 (野田)	0.065mg/m ³	0.050mg/m ³	環境基準達成	
	浮遊粒子状物質 (桐ヶ作)	0.086mg/m ³	0.064mg/m ³	環境基準達成	
	◎光化学オキシダント				
	野田 環境基準を超えた日数	92日	101日	減少	
	野田 環境基準を超えた時間数	471時間	593時間	減少	
	桐ヶ作環境基準を超えた日数	97日	113日	減少	
	桐ヶ作 環境基準を超えた時間数	462時間	713時間	減少	
5-2	◎河川における BOD 7.5%値				

水質環境の保全	利根川	1.2mg/l	0.9mg/l	環境基準達成
	江戸川	1.5mg/l	1.3mg/l	環境基準達成
	利根運河	7.5mg/l	5.9mg/l	環境基準達成
	◎公共下水道普及率	55.21%	64.31%	増加
	◎地盤沈下の発生状況	0 k m ²	0 k m ²	現状維持
5-3 地質環境の保全	◎有機塩素系化合物（検出率）	0%	0%	現状維持
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（検出率）	34.3%	20.0%	減少

基本方向6：みんなが参加する取組

◇環境指標等◇

環境指標の項目		21年度	26年度	将来目標値等
6-1 環境教育・環境学習の推進	◎こどもエコクラブの登録数	0クラブ	1クラブ	5クラブ
	◎小中学校での環境教育実施校	全校	全校	現状維持
6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり	◎市民講座・イベント回数	15回	19回	増加
	◎環境活動団体数	9団体	9団体	増加

第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする5章の望ましい環境像を実現するために、市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、四つの「重点施策」を提案していますが、自然環境を取り巻く問題の変化等を踏まえ、生物の多様性の確保を重点施策とする案を提案します。

- 1 里山の保全と活用 → 生物の多様性の確保（変更）
- 2 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- 3 地質環境保全施策の推進
- 4 環境教育・環境学習の推進